鞆の浦観光看板整備業務委託仕様書

１　委託業務名

鞆の浦観光看板整備業務

２　業務の目的

鞆地区では、２０２７年度（令和９年度）に予定する鞆地区東西交通・交流拠点施設の供用開始に伴い、市営渡船の発着場所の変更や来訪者の移動経路の変化が見込まれている。

現在設置している観光看板（以下「看板」という。）の一部については、渡船場の位置や主要施設への表示内容が実態と一致しなくなることから、来訪者の円滑な移動に支障を生じるおそれがある。

このため、交通環境の変化に対応し、来訪者に対して正確で分かりやすい観光情報を提供するため、看板の更新及び新設（以下「本業務」という。）を実施するものである。

３　委託期間

委託契約締結日から２０２７年（令和９年）３月３１日（水）まで

４　整備対象箇所

整備対象箇所は別紙１のとおり。

５　業務内容

（１）看板の更新業務

発注者が指定する既存看板（別紙２）について、更新を行うこと。

ア　作業内容

本業務の実施に当たり、次の作業を行うこと。看板ごとの作業内容については、別紙２を確認すること。

① 現地調査

更新対象看板の現況を把握するために現地調査を行うこと。

② デザイン（案）作成

現行のデザイン及び仕様を基本として、視認性、周辺景観との調和、ユニバーサルデザイン及び外国人旅行者への分かりやすい案内表示に配慮したデザイン案の初稿を２０２７年（令和９年）１月１２日（火）までに作成すること。

また、板面情報の更新に当たっては、観光地点の追加・削除及び道路状況の更新を行うこと。

なお、作成したデザイン（案）は、発注者の承認を受けること。

③ 制作

②で承認を受けたデザインの表示面を制作すること。

④ 更新作業

③で制作した表示面を既存の板面への上貼り又は板面交換により２０２７年（令和９年）

３月に更新を行うこと。上貼り更新の場合は、下地処理を丁寧に行い、貼り付け後に凹凸が生じないよう平滑に仕上げること。

（２）看板の新設業務

発注者が指定する場所（別紙３）へ、新規に看板を制作し、設置すること。

新規に制作する看板の設置イメージ（別紙３）を確認すること。

設置イメージはあくまで一例であるため、より効果的なデザインを検討すること。

ア　作業内容

本業務の実施に当たり、次の作業を行うこと。看板ごとの作業内容については、別紙３を確認すること。

① 現地調査

設置予定場所の現況を把握するために現地調査を行うこと。

② デザイン（案）作成

視認性、周辺景観との調和、ユニバーサルデザイン及び外国人旅行者への分かりやすい案内表示に配慮したデザイン案の初稿を２０２７年（令和９年）１月１２日（火）までに作成すること。

なお、作成したデザイン（案）は、発注者の承認を受けること。

③ 制作

②で承認を受けたデザインの新設看板を制作すること。

④ 設置作業

指定された場所に③で制作した新設看板を２０２７年（令和９年）３月に設置すること。

設置工事に当たり、必要に応じて地下埋設物の調査を行うこと。

（３）共通の仕様

ア　次の基準を順守・参考にしたものにすること。

①福山市におけるインバウンドに対応したサインの多言語化等ガイドライン

②福山市景観計画

イ　看板の素材及び形状は耐久性、耐候性、管理のしやすさ等を考慮すること。

ウ　着手前に、工法、手順を記載した施工計画書等の必要書類を提出し、承認を受けること。

エ　施工に当たっては、安全管理・事故防止を徹底すること。

オ　施工場所の占用や使用許可、材料置場等の設置に関わる事項については、発注者との協議により各種申請に必要な資料を作成すること。

カ　鞆地区東西交通・交流拠点施設及び新市営渡船場（新航路含む。）の名称が表記された看板は、その施設の供用開始までは看板にシート等を被せるなど施設名称が見えないようにすること。

６　業務体制及びスケジュール

（１）本業務を円滑に進めるため、受注者は、本業務に必要な知識及び経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。

（２）本業務にかかる責任者を必ず置くこと。

（３）本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、業務内容及び各業務のスケジュールや進捗管理を行うための実施計画を作成し、契約後、１０日以内に発注者の承認を得ること。
（４）本業務の進捗管理や円滑な遂行等を目的に、定期的にオンライン又はオフラインの打合せを開催すること。なお、打合せの記録作成等も行い、発注者に共有すること。

7　成果物

下記（１）、（２）の成果物を納品すること。

（１）業務実施報告書（任意様式）

業務の実施内容、施工前後の写真及びその他発注者が指示する事項を記載の上、紙媒体で１部提出すること。

（２）次の電子データを保存したCD-R又はDVD-R

・業務実施報告書（PDF形式）
・上記（１）の写真データ（JPEG形式等）
・看板のデザインデータ（PDF、JPEG、aiの３つの形式）

8　その他

（１）本仕様書に記載されていない事項で業務の実施上必要と認められる事項については、発注者と協議し実施すること。
（２）受注者は、業務従事者の名簿を事前に発注者に提出すること。異動のあるときも同様とする。
（３）業務従事者の交代時は連絡を緊密にし、書面等で交代について発注者に報告するなど、業務に支障をきたさないこと。
（４）業務委託の実施に当たっては、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
（５）受注者は、業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに発注者に無償で譲渡するものとする。
（６）受注者は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
（７）受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
（８）受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、福山市個人情報保護条例（平成15年条例第38号）、福山市個人情報保護条例施行規則（平成15年規則第128号）に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。
（９）受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこととする。また、業務委託終了後も同様とする。
（１０）本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上、解決するものとする。
（１１）本市は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに業務完了後速やかに返却すること。

（１２）受注者は、やむを得ない事情により仕様変更を必要とする場合には、費用負担も含め予め発注者と協議の上、承認を得ること。

（１３）発注者は、受注者が、その責めに帰するべき理由によりこの仕様書に定める事項に違反したとき及び契約期間内に本業務を履行する見込みがないと明らかに認められるときは、契約を解除することができる。

（１４）受注者及び連携事業者や業務責任者等の本業務の受注に関係する者は、本業務の実施にあたって知り得た秘密や情報を他人に漏らしてはならない。